

東山区役所センサーライト支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に基づき、身近な環境整備による犯罪の防止を目的として地域団体に対し、センサーライトを支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第2条 センサーライトの支給の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす東山区内の地域団体（以下「地域団体」という。）で、東山区長が適当と認めるものとする。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 原則として規約や代表者を定めていること。

(支給の対象物品等)

第3条 支給するセンサーライトは、人感等により自動で点灯し、自動で消灯する照明器具であって、東山区長が適当と認めるものとする。

(支給の対象となる要件等)

第4条 支給の対象となるセンサーライトは、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 設置場所については、東山区内の民間所有の建物及び工作物であること。ただし、道路上に張り出して歩行者や車両の通行の妨げとならないようにすること。
- (2) 犯罪の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置されるものであること。
- (3) 照射先については、不特定多数の者が利用する場所であり、事業用駐車場その他収益を目的とした施設等でないこと。ただし、原則として公道を向いていないこと。
- (4) 各年度の3月31日までに設置すること。

2 センサーライトの支給を受ける地域団体（以下「支給団体」という。）は、センサーライトの支給申請日までに、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) センサーライトを設置することについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有するものがある場合にあっては、当該権利を有するものを含む。）の同意を得ていること。
- (2) センサーライトを設置することについて、法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。

(支給の申請)

第5条 センサーライトの支給の申請は、東山区長が指定する期間内に、センサーライト支給申請書（第1号様式）、元学区を単位とする自治連合会組織が、当該学区内の町内会が行うセンサーライトを設置する事業を一括して申請する場合は（第2号様式）によって、関係書類を添えて行うものとする。

(支給の決定及び標準処理期間)

第6条 東山区長は、前条に規定する期間が終了してから60日以内に支給の決定を行うものとする。支給を行う対象者、種類および数量については、予算の範囲内で決定する。

2 東山区長は、第1項の規定により支給を決定したときは、センサーライト支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(設置完了の届出)

第7条 センサーライトの支給を受けた支給団体は設置後30日以内に、センサーライト設置完了報告書（第4号様式）に、関係書類を添えて行わなければならない。

(維持管理等)

第8条 センサーライトの支給を受けた支給団体は次の各号の事項を順守すること。

- (1) センサーライトの設置を完了した日から起算して少なくとも5年間は、当該センサーライトを適切に維持管理すること。
- (2) センサーライトの設置及び維持管理にかかる費用（電気代・充電電池の交換を含む）を負担すること。
- (3) センサーライトの使用にあたっては、通行人の安全確保に努めるとともに、盗難・破損等のないように維持管理に努めること。センサーライトが盗難にあたり、破損したりした場合は、速やかにセンサーライト盗難等報告書（第5号様式）を提出すること。
- (4) センサーライトの目的外使用や第三者への譲渡及び転貸、転売は行わないこと。
- (5) センサーライトの管理、使用に当たって問題が生じたときは、責任をもってその解決に当たること。

(物品の返却)

第9条 支給団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給されたセンサーライトを返却させる。

- (1) センサーライトの設置ができなくなった場合
- (2) 虚偽その他の不正な手段によって支給の決定を受け、又は法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合

(補足)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、東山区長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。